学生のみなさんへ

知っていますか 働くルール



こちらは**岩手県労働委員会**です。

近年、様々な労働問題(長時間労働、パワハラ等)が話題となっています。働く上でのルール(労働法制)を学び、トラブルを避けるための基礎知識を身につけましょう!

労働契約

- ・ 「働く」ことは、使用者(会社)と労働者との労働契約 に基づいています。
- ・ 労働契約を結ぶ際、会社には労働者の労働条件を明らかにする義務があります。雇用形態を問わず、正社員でもアルバイトでも同様です。
- 特に次の事項については、必ず書面(労働条件通知書)で明示するとされています。しっかり確認しましょう。
- (1)労働契約の期間に関する事項
- (2)期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項
- (3)就業の場所及び従業すべき業務に関する事項
- (4)始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、 休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業 させる場合における就業時点転換に関する事項
- (5)賃金(退職手当及び臨時に支払われる賃金等を除く。) の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締切り及び 支払の時期に関する事項
- (6)退職に関する事項(解雇の事由を含む)
 - ・ 令和6年4月から全 て の 労 働 者 に「就業場所・業務の変更の範囲」 有期労働者に「更新上限の有無と内容」(さらに、無期転換申込権が発生 する更新ごとに「無期転換申込機会」「無期転換後の労働条件」)の明示 が必要になりました。



明示された労働条件と事実が相違している場合には、労働者は 即時に労働契約を解除することができます。

就業規則

- 就業規則とは、会社が「職場の労働条件」や「職場の 規律」を書面で定めたものです。
- ・ 常時10人以上の労働者を使用している会社は必ず作成し、労働者がいつでも見ることができるように備えつける必要があります。



労働条件通知書の内容が「労働時間は、就業規則 による。」などとされている場合、きちんと就業規 則を確認をしましょう!





就業規則

::::--

労働時間

- ・ 労働基準法では、会社は原則1日8時間・週40時間 を超えて働かせてはならないと定めています。 これを法定労働時間といいます。
- 会社が法定労働時間を超えて労働者を働かせる(残業させる)場合には、 労働者との間で協定を締結しなければなりません。(36協定)



【時間外労働(残業)の上限】

- · 原則 月45時間 年360時間
- ・ 労使の合意がある場合でも 月100時間 年720時間

賃 金

- ・ 賃金は、①現金で②全額を③毎月1回以上④一定の日 に⑤労働者本人に直接渡さなければなりません。
- ※ 税金・社会保険料等の法定控除や、労使協定を結んでいる場合は、天引きが認められています。

割增賃金

・ 法定労働時間を超える時間外労働をする場合等には、通常 の賃金に加えて割増賃金が支払われます。

労働の種類	内容	割増率
時間外	法定労働時間(1日8時間・週40時間)を超えて働く場合	2 5 %以上
	月60時間を超えた部分	50%以上
	深夜に及んだ部分(時間外 25% + 深夜 25%)	50%以上
休 日	法定休日に働く場合	3 5 %以上
	深夜に及んだ部分(休日 35% + 深夜 25%)	60%以上
深夜	午後22時から午前5時までの間に働く場合	2 5 %以上

休業手当

- 会社側の都合により労働者を休ませた場合、休業手当として平均賃金の6割以上の額を支給する必要があります。
- ・ 会社側の都合とは、経営難や業務量減少に伴う休業を含みます。
- 休業手当は、アルバイト等を含むすべての雇用形態が対象となります。

最低賃金

- ・ 会社は、雇用形態にかかわらず、労働者に最低賃金以上の
- 賃金を支払わなければなりません。最低賃金の対象は基本 給と諸手当(ただし、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などを除く)です。
- ・ 岩手県の地域別最低賃金(時間額)は令和7年12月から1,031円です。

休憩・休日

会社は、労働基準法に基づき、労働者の休憩・休日を 次のように与えることを義務付けられています。

休憩

1日の労働時間が 6時間を超える場合 → 45分以上

8時間を超える場合 → 60分以上

休日

1週間に少なくとも1日、あるいは4週間を通じて4日以上

年次有給休暇

- ・ 年次有給休暇は、6か月以上継続して働き、 労働日の8割以上出勤していれば付与されます。
- 雇用形態を問わず、アルバイトであっても年次有給休暇は付与されます。

(週所定労働日数が5日以上 または 週所定労働時間が30時間以上)

勤続年数	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

(週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満)

週所定	年間所定	勤続年数							
労働日数	労働日数	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上	
4日	169~216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日	
3日	121~168日	5日	6日		8日	9日	10日	11日	
2日	73~120日	3日	4日		5日	6日		7日	
1日	48~72日	1日	2日			3日			

退職

- 原則として、労働者には退職の自由がありますが、 まずは就業規則等の条件を確認する必要があります。
- ・ 期間の定めのない雇用では、退職の申出日から2週間を経過すると辞める ことができます。早めに退職の意思を上司に伝え、書面で届け出ましょう。
- ・ 期間の定めのある雇用の場合、原則として契約期間の満了前に会社が労働者を解雇したり、労働者が退職をすることはできません。 ただし、やむを得ない事由がある場合には、辞めることができます。

解雇

解雇は、社会通念上相当であると認められない場合、 会社が権利を濫用したものとして、無効となります。

【解雇の要件】

- 合理的な理由や、社会通念上相当な理由があること
- 就業規則、労働協約に解雇事由が規定されていること
- 法令により解雇が制限されていないこと
- 30日以上前に予告すること または、解雇予告手当を支払うこと



解雇を告げられて疑問を持ったら… 解雇理由を書面で確認し、相談窓口に相談しましょう

労働に関するトラブルでお困りの時はお電話ください!

岩手県労働委員会事務局

〒020-0021 盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル3階 電話019-629-6276、6277(直通) 労働相談なんでもダイヤル

ろうどう で なくな

0 1 2 0 - 6 1 0 - 7 9 7 【平日 9時~17時】



HPはこちら

働く前にチェックしましょう!

① 仕事を探すときのポイント

- 求人票・求人広告や募集要項に記載されている労働条件だけでなく、不明 な点は直接問い合わせて確認しましょう。
- 採用担当者などに対して、客観的な労働条件について説明を求めるなどし て、情報収集することが重要です。

② 採用選考について

- 会社が差別につながり得る応募者の個人情報(人種、民族、社会的身分、 家族状況、思想信条等)を収集することは、原則として認められません。
- 採用選考では、「基本的人権を尊重すること」、「適性・能力のみを基準 とすること | が求められます。

③ 内定取消について

- 会社(使用者)は簡単に内定を取り消すことはできません。
- 内定を取り消すためには、合理的かつ社会通念上相当な理由が必要です。 (内定者の虚偽申告、学校を卒業できない、深刻な経営悪化等)
- 内定前後でトラブルがあった場合は、一人で抱え込まず相談窓口にご相談 ください。

労働委員会事務局ホームページには 次のような相談事例を掲載しています。 詳細はこちら



労働条件·休暇· パワハラ等

- パワーハラスメント (パワハラ) をやめてほしい。
- 長時間労働をさせられ、休憩も休日もきちんと取れない。 \bigcirc
- \bigcirc 年次有給休暇を取得させてくれない。
- 契約時の口約束を守ってもらえるか心配。 \bigcirc
- 求人票と実際の労働条件が違う。 \bigcirc
- 労働条件を一方的に変更された。 \bigcirc

賃金関係

- 賃金を払ってもらえない。
- 未払い賃金があるのに、会社が倒産した。
- 自分の判断で残業をしているが、残業代が支払われない。 \bigcirc
- 残業時間が増えても、定額の残業代しかもらえない。 \bigcirc
- 会社の都合で休むのに、給料は満額もらえないのか。

解雇·退職関係

- 解雇される理由がないのに、突然、解雇すると言われた。
- 退職を認めてくれない。 \bigcirc
- 退職してくれないかと言われた。 \bigcirc
- 退職の際、同業他社に転職しない旨の誓約書を書かされた。

人事関係

- 同期より賃金が低い。 \bigcirc
- **路格させられた。**
- 転勤命令は断れないのか。